

# アドバンストシステムズ行動規範

第3版

アドバンストシステムズ株式会社

アドバンストシステムズ行動規範は、アドバンストシステムズ株式会社(以下：「当社」とする)が法令や規則を遵守し、社会倫理に従って企業活動を行うために、役員及び社員の基本的な行動の基準を定める事を目的としています。

## 基本方針

当社は、「RBA 行動規範」の要件を含む、適用される法律、規制、および顧客要求事項を特定し、関係法令および要求事項を遵守します。

また、それらを定期的に監視および理解するプロセスを確立し継続的改善を促進していきます。

当社は、顧客、従業員、株主、取引先、地域住民、金融機関、政府等のステークホルダーに対し、常に誠実な関係を維持することを基本方針とし、活動を展開します。

## 適用範囲

アドバンストシステムズ行動規範は、全ての取締役、役員および従業員が遵守すべき基本的な内部規範を定めています。

## 運用

本行動規範の周知や遵守状況の調査は、別途定める運用規則に従って実施するものとします。

### < 制定と改廃 >

本行動規範の制定と改廃は、アドバンストシステムズ株式会社サステナビリティ担当が起案し、取締役会（もしくは取締役会から権限を授けられた機関）の承認を得て行われるものとします。

尚、RBAにより「RBA 行動規範」が改訂された場合には、都度、改訂内容について評価し、上記手続きを踏んだ上、本行動規範として適用するものとします。

### < 定義 >

「本行動規範」： アドバンストシステムズ行動規範

「RBA 行動規範」： RBA (Responsible Business Alliance)が定めるエレクトロニクス業界の標準規範

改定の履歴

版	改定日	主な内容	起案
初版	2017/02/07	本行動規範第1版の制定 ソニーサプライチェーン行動規範第1版の本規範への適用 EICC 行動規範 Ver.5.1 の本規範への適用	ISO 事務局 /技術部 佐藤 勉
2 版	2018/03/28	ソニーサプライチェーン行動規範第2版の本規範への適用 RBA 行動規範 Ver6.0 の本規範への適用	ISO 事務局 /技術部 佐藤 勉
3 版	2021/08/04	ソニーサプライチェーン行動規範第3版の本規範への適用 RBA 行動規範 Ver7.0 の本規範への適用	ISO 事務局 /技術部 佐藤 勉

## A. 労働

当社は、基本的人権を尊重し、尊厳と敬意をもって接することに取り組みます。

- 強制、拘束または拘留労働、搾取的労働、奴隷的な労働をさせません。
- 最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用しません。
- 18歳未満の労働者には夜勤、残業、その他健康に悪影響を及ぼすリスクのある業務には従事させません。
- 緊急時や非常時を除き、週 60 時間(残業時間を含む)を超えないよう業務遂行し、週に 1 日以上の日曜日を休めるよう適切に管理を行います。
- 従業員に支払われる報酬は、最低賃金を下回らず、義務付けられている賃金に関する法律を遵守します。
- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、性的虐待、体罰、虐待等、非人道的な待遇を行いません。
- 従業員の人権を尊重し、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、国籍、障害の有無、妊娠、思想信条、宗教、その他業務に関係しない理由による差別を行いません。
- 労働組合の結成および参加する権利を尊重し、従業員との対話、交渉を通じて意思の疎通を図り、労働条件や職場環境の改善を図ります。
- 事前の通告無しに、または不当な理由での解雇はしません。

## B. 安全衛生

職場での安全衛生の問題を特定し、業務上の怪我や病気を最小限に抑えることにより作業環境の改善が図られ、製品およびサービスの品質向上へつながると認識しています。

- 職場で顕在および潜在している危険の特定、評価、管理を実施する事で、職場の安全に対するリスクを評価し、必要に応じて安全作業手順を作成し、適切な安全対策を講じます。
- 潜在的な緊急事態および緊急時を、特定、評価し、緊急事態対応手順の実施により生命、環境、および資産への損害を最小限に抑えられるよう体制を整えます。
- 地震、火災、備え、消火設備の定期点検や救急用具の定期的点検等の防災体制を整えます。
- 化学物質及びその他の物質の保管、取扱い等の作業手順およびリスクや緊急時の対応を労働者に伝え、職場内で共有し、職場の衛生管理に努めます。
- 長時間の立ち作業、重量物または反復的な持ち上げ等身体に負荷のかかる作業に対しては、適切な休憩時間を与える等の軽減する措置を講じます。
- 労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令に基づき安全衛生活動に取り組みます。
- 就業期間内での飲酒および、酒類の所有を禁止します。  
(顧客、サプライヤー等との宴席、会社で行うイベントでの飲酒および贈答品の保管については対象外とする。)
- 就業時間の内外を問わず、非合法的な薬物または規制薬物の所持、使用およびそれらの影響下にあることを禁止します。

## C. 環境

当社は、地球環境、および天然資源への有害事象を最小限に抑え、生物多様性に配慮し、自然保護活動に努め調和の取れた企業活動を続けていきます。

- 法規制において必要とされる場合、行政からの許可および登録を受け、その業務および報告に関する要件を遵守します。
- 汚染物質の排出、および廃棄物の削減を計り、環境汚染の防止に努めます。
- 化学物質の取り扱い、移動、保存、使用、および廃棄を確実にするよう管理します。
- 社内で生産する製品について、法律、規制、および顧客要求事項を遵守し、材料調達から納品に至るまで、指定された化学物質を管理し安全で環境影響の少ない製品の生産に努めます。
- 全部門にてオフィス環境保全活動に取り組み、省エネを推進し事業活動での CO<sub>2</sub>(温室効果ガス)削減に努めます。

## D. 倫理

当社は、国内法令および国際ルールや関連する法令を正しく理解し、良識ある企業間取引および公正な企業活動を遂行します。

- ・ 不正、強要、横領又は偽造の行為は一切行いません。
- ・ 賄賂、癒着、その他の不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または容認する行為は一切行いません。
- ・ 事業活動、安全衛生、環境活動、組織体制、財務状況等の情報開示を公正に行います。
- ・ 知的財産関連法規等を遵守し、顧客、取引先の情報を保護します。関係者以外に開示、漏洩する事が無いよう、厳重に管理します。
- ・ カルテルや談合などの不公正な行為を禁止し、公正かつ誠実な企業活動を行います。
- ・ サプライヤーおよび従業員の内部告発(不適切な行動に関する開示)を報告した労働者の匿名性および保護を確実に実施します。
- ・ 職務上の地位や、職務上知りえた情報に基づいて、会社の利益を損なう行為は行いません。
- ・ サプライヤー、顧客、従業員など取引をおこなう者全員の個人情報の収集、保存、処理、移転、および共有を行う場合、厳重に取り扱い管理します。
- ・ 反社会的勢力との供応もしくはそれに類する行為は一切行いません。
- ・ 紛争、テロに加担する個人や団体との取引を禁止し、紛争鉱物の不使用を徹底します。

< 参考資料 >

本行動規範の策定にあたっては、以下の基準が参照されています。

環境管理・監査システム [http://ec.europa.eu/environment/emas/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm)

倫理取引イニシアチブ [www.ethicaltrade.org/](http://www.ethicaltrade.org/)

安全衛生に関する ILO 行動規範

[www.ilo.org/public/english/protection/safework/cops/english/download/e000013.pdf](http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/cops/english/download/e000013.pdf)

ILO 国際労働基準 [www.ilo.org/public/english/standards/norm/whatare/fundam/index.htm](http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/whatare/fundam/index.htm)

ISO 14001 [www.iso.org](http://www.iso.org)

OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー  
ディリジェンス・ガイダンス

<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-Minerals-Edition3.pdf>

世界人権宣言 <https://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights/>

国連児童の権利に関する条約 <https://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/crc.aspx>

国連グローバルコンパクト [www.unglobalcompact.org](http://www.unglobalcompact.org)

米国連邦調達規則 [www.acquisition.gov/far/](http://www.acquisition.gov/far/)

SA 8000 (Social Accountability 8000) 就労環境評価の国際規格

<https://sa-intl.org/programs/sa8000/>

ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル (SAI) [www.sa-intl.org](http://www.sa-intl.org)

RBA 行動規範は 2004 年 10 月に電子製品の製造に関与した多数の企業が第 1 版を策定しました。  
エレクトロニクス業界の企業は本規範を採用する事を求められ、奨励されています。

下記のリンクから追加情報を得る事が出来ます。

<http://www.responsiblebusiness.org>